

災害に備え麦共済に加入しましょう

# 麦共済 加入のおすすめ



キタノカオリ



春よ恋



りょうふう



きたほなみ



ゆめちから



札育2号

北海道農業共済組合

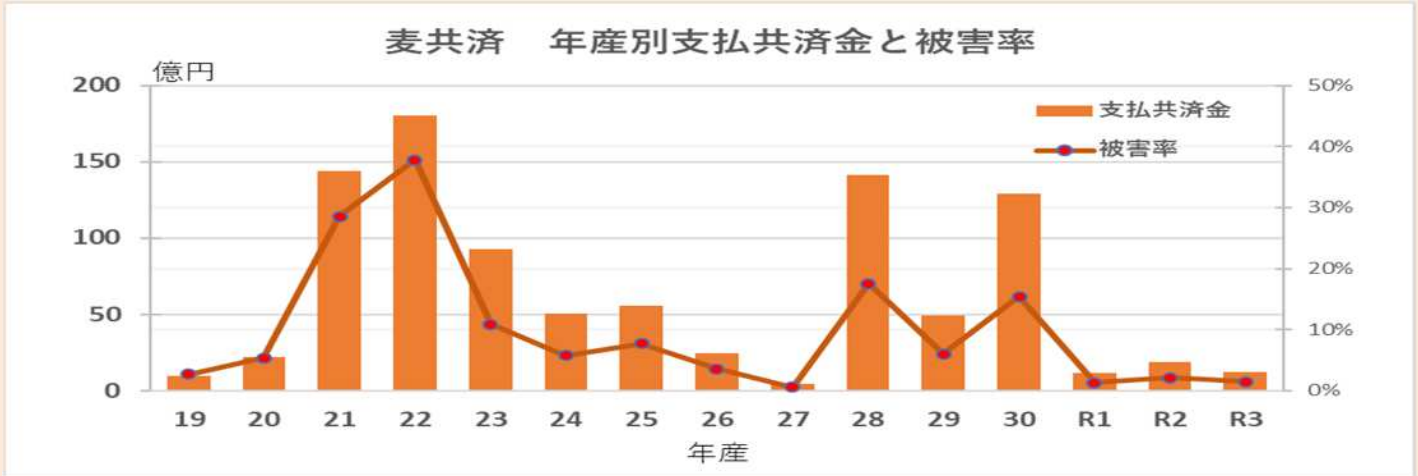
令和 4年 4月

備えの種をまこう。

安心のネットワーク  
NOSAI 北海道

## 年産別支払共済金と金額被害率

麦共済は、自然災害等不慮の災害による経済的損失を補填し、経営安定を図るための制度です。災害に備え麦共済に加入しましょう。



## 加入対象となる種類は 作付けする麦全ての加入申請が必要です

小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦、その他の麦 計5種類です。

\*六条大麦、裸麦、その他麦（もち麦等）が追加されました。

小麦	1類（秋期に播種する小麦）	2類（春期に播種する小麦）
	3類（田で耕作する小麦）	4類（畑で耕作する小麦）
二条大麦	5類（秋期に播種する二条大麦）	6類（春期に播種する二条大麦）
	7類（田で耕作する二条大麦）	8類（畑で耕作する二条大麦）
六条大麦	9類（秋期に播種する六条大麦）	11類（畑で耕作する六条大麦）
	10類（田で耕作する六条大麦）	
裸麦	12類（秋期に播種する裸麦）	14類（畑で耕作する裸麦）
	13類（田で耕作する裸麦）	
その他の麦 （もち麦等）	15類（秋期に播種するその他の麦）	16類（春期に播種するその他の麦）
	※ライ麦（15類）は、共済金額の設定がないため引受できません。	

## 加入するには

〔組合員資格・面積要件〕

- ・組合の区域内に住所を有する農家。
- ・組合員資格がない場合は、水稻と麦を合わせて30a以上耕作する農家は、申し込みにより加入することができます。
- \*畑作物、園芸施設、果樹、家畜で組合員資格のある農家。
- \*組合員資格があれば麦の作付面積に関係なく加入することができます。

## 加入申込みをするには

作付けする麦類全てについて加入申込期間（8月15日～9月10日）に加入申込みをお願いします（春まき麦のみの場合 3月20日～4月10日）。

- \*上記期間での申込みが困難な場合等によっては、当該期間前又は、播種前までの間に申込みができます。
- \*加入申込み後に作付け状況に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。

## 引受方式・補償割合・類区分は

### ◇ 災害収入共済方式 9・8・7割補償 1・2・5・6・9・12・15・16類

農家ごとに農作物の減収および品質の低下がある場合、その農家の生産金額の減少額が基準生産金額の1～3割（農家を選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに共済金が支払われます。

### ◇ 全相殺方式 9・8・7割補償 1・2・5・6・9・12・15・16類

農家の減収量が、その農家の基準収穫量の1割～3割（農家を選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに、共済金が支払われます。

### ◇ 半相殺方式 8・7・6割補償 1・2・5・6・9・12・15・16類

被害耕地にかかる減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全耕地の基準収穫量の合計）の2～4割（農家を選択した補償割合に応じた割合）を超えるとときに、共済金が支払われます。

### ◇ 地域インデックス方式 9・8・7割補償 3・4・7・8・10・11・13・14類

農家ごと、統計単位地域ごとに当該農家の耕地が所在する統計データによる収穫量が、その農家の統計データによる基準収穫量の1～3割（農家を選択した補償割合に応じた割合）を超えて減少した場合に共済金が支払われます。

## 一筆半損特約とは

耕地別基準収穫量の5割以下となる耕地に適用される共済金支払に係る特約です。

半損認定は、半相殺方式は農家申告抜取調査、それ以外の引受方式は目視により行います。

\* 耕地別共済減収量の2割（9割補償の場合）を共済減収量として当該耕地の共済金を算定し、超過被害による共済金と比較していずれが多い共済金が支払われます。

\* 特約として掛金等負担が別途発生しますが、冬損被害時等に有効と考えられますので、是非選択願います。

## 自動継続特約とは

特約を選択した場合、毎年の加入申込手続きが省力化されます。

## 共済責任期間は

その地域の通常の発芽期から収穫する時までをいいます。

## 共済金額（補償金額）は 経営安定を図るため、最高額の加入をおすすめします

全相殺方式・半相殺方式	単位当たり共済金額 × 農家の基準収穫量 × 農家選択の補償割合
災害収入共済方式	基準生産金額 × 農家選択の付保割合

\* 単位当たり共済金額（1 kg当たりの金額）は、毎年、国から告示される告示額の中から選択することができます。

\* 補償割合・付保割合は、農家を選択した割合です。

\* 経営所得安定対策の畑作物直接支払交付金（数量払）の交付申請（予定）の有無により、単位当たり共済金額が異なります。交付農業者であると申告した者が確認により交付農業者以外であることが判明した場合は、掛金の一部還付及び共済金の一部返還となりますので、承知願います。

\* 引受収量が低く、補償金額が分岐点を下回る場合は、販売収入相当額のための補償となるため、交付農業者以外の単位当たり共済金額を選択していただく必要があります。

## 共済掛金は

国が約50%を負担し、残り約50%が農家負担共済掛金です

### ◇ 農家負担共済掛金

共済掛金率は類区分ごとに、過去の被害状況をもとに定められ、国から3年ごとに示されます。なお、過去の損害率に応じて個人ごとに掛金率（危険段階別掛金率）を設定しています。

### ◇ 共済掛金の払込期限

**秋まき麦、地域インデックス 1月31日 春まき麦 7月20日**

払込期限までに共済掛金の払い込みがない場合は、麦（秋まき麦及び春まき麦）として共済関係が解除となりますので、払込期限内納入にご理解ご協力をお願いします。

秋まき麦の共済掛金が期限内に払い込まれても、春まき麦の共済掛金が期限内に払い込まれない場合には、麦（秋まき麦及び春まき麦）として共済関係が解除となり、既に払い込まれている共済掛金は、お返しすることができません。

## 共済事故の対象は

共済金の支払い対象となる災害

風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、雪害、雨害湿潤害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む）による災害、火災、病虫害、鳥獣害などです。

（災害収入共済方式の場合は、上記災害による減収又は品質の低下も対象となります。）

## 共済金の支払額は

損害認定のため、加入時に提出の「収穫量の確認方法」に基づき、11月に出荷団体等へ出荷数量の調査を行い、共済金は12月末にお支払いします。

営農継続支払の交付を受ける交付農業者の麦については、営農継続支払に相当する額が数量払に相当する額よりも多い場合は、営農継続支払と数量払の差に相当する額を控除するよう減収量（災害収入共済方式の場合は生産金額）を調整して共済金を算定します（一筆全損特例・一筆半損特約も同様）。

\* 土壌管理・肥培管理の不適切による作物の減収（共済事故以外による減収）は、共済減収量から除かれます（分割評価）。

また、適正な出荷数量が把握できない場合は、共済金が免責になることがあります。

## 被害発生時は

共済組合へ被害申告をしてください

被害が発生したときは、直ちに共済組合へ被害申告（事故発生通知）をしてください。

また、畑作物直接支払交付金の営農継続支払（面積払）の交付を受けず数量払のみの申請を行ったときは、損害通知書の提出に併せてその旨申告をしてください。申告後に申告内容に変更がありましたら、修正申告をしてください。

\* 被害申告を行わず、収穫後に被害が大きいことがわかって、適切な調査ができないため、共済金をお支払いできませんので、ご留意願います。

## 収入保険加入希望の組合員へ

収入保険加入希望者は、秋まき麦の共済に未加入の場合は、発芽期から12月までの被害が収入保険では免責になります（冬損被害等）。

秋まき麦の共済に加入していただき収入保険に移行した段階で共済関係を解除することで対応いたします（掛金等は返還いたします）。